

航空分科会関係組織法令抄録

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。
- 2 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（抄）

（所掌事務）

第一条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事業調整法（昭和十二年法律第七十一号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づきその権限に属せられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
交通体系分科会	(略)
技術分科会	(略)
観光分科会	(略)
鉄道分科会	(略)
自動車交通分科会	(略)
海事分科会	(略)
港湾分科会	(略)
航空分科会	航空に関する重要事項を調査審議すること。
気象分科会	(略)

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、国土交通大臣が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任す

る。

- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議會は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議會の議決とすることができる。

(部会)

第七条 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

(議事)

第八条 審議會は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、會議を開き、議決することができない。

- 2 審議會の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で會議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議會の庶務は、国土交通省総合政策局総務課において総括し、及び処理する。ただし、(中略)、航空分科会に係るものについては航空局監理部総務課において、(中略)処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し
必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。